**声明**

安保法制(戦争法)強行成立から10年。国民的共同を広げにひろげ、安全保障関連法を今こそ廃止させよう。

9月19日で安全保障関連法（安保法制）成立から10年を迎えた。集団的自衛権の行使を一部容認し、戦後日本の安全保障政策の大きな転換点となった。

戦後日本政府は憲法9条のもと、自国が攻撃された時に反撃できる個別的自衛権の行使は認めていたが、同盟国が攻撃されたときに反攻撃できる集団的自衛権の行使については、歴代内閣が明確に否定してきた。しかし、安倍晋三政権は2014年7月1日、憲法解釈を変更し集団的自衛権を一部容認する閣議決定を行ったうえ、それを盛り込んだ安保法制案を国会に提出し、2015年9月19日、憲法違反との強い反対を押し切って成立させた。

安保法制では、存立危機事態のもとで他国への攻撃にたいして武力行使による反撃ができるとした。また、存立危機と政府が判断すれば、自衛隊が他国軍を後方支援できるとも規定。米国など他国軍の艦船などへの「武器等防護」も認め、さらには、戦争中の他国軍への支援について「駆け付け警護」も可能とした。

2022年末には「安保三文書」の閣議決定が行われ、政府は、専守防衛を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有を決め、ミサイルや戦闘機など軍備強化を進め、防衛費もGDP2%へと急拡大を続けている。その一方で、政府は、経済安保法、経済安保秘密保護法、重要土地規正法、能動的サイバー法など、国民の監視を強化し、戦争国家の体制づくりを進めてきた。防衛省の「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」よる本年9月の報告書でも、約43兆円の整備計画推進、武器輸出諸規制緩和、無人機配備の本格化や原子力潜水艦建造の指向、軍事研究への動員促進などが提起されている。このような安保法制のもとで進む大軍拡、戦争国家づくりが、国民の平和も暮らし脅かし軍拡大増税をもたらしている。

他方で、世界とりわけアジア諸国との平和追及の外交努力はまったく不足している。

安保法制強行に先立つ2015年6月4日の衆院憲法審査会で、招致された長谷部恭男氏らの参考人3人がそろって、集団的自衛権行使を可能にする安保法制は「憲法に違反する」と表明した。そして、同年9月19日の法成立後、安保法制廃案を求めて「戦争させない。9条を壊すな!総がかり行動実行委員会」が動き始め、毎月19日を中心に抗議集会を続けた。全国各地に広がり、衆・参両院で自公与党過半数割れに追い込んだ確かな力となった。

今月19日、「戦争させない。9条を壊すな!総がかり行動実行委員会」と「9条を改憲NO！全国市民アクション」の共催の安保法制の廃止を訴える集会が、国会前で開催され、2300人が「武力で平和はつくれない」と声をあげた。

長谷部恭男氏は「憲法は生きている。憲法をくぐらずに合理的な安全保障政策は考えられるはずがない」「大丈夫です。専守防衛のタガを緩ませている政治家を交代させるのが正しい道です」と呼びかけている。

憲法会議は、敵基地攻撃能力保有を含む軍備拡張で市民の生存権を侵し、さらに戦争による我が国全体の破滅をもたらす戦争政策をきっぱりとやめさせるため、「10経っても当然違憲である安全保障関連法（安保法制）を今こそ廃止させよう。自民党政治を終わらせ、極右的潮流を許さない新しい共同を広げ、一緒に頑張ろう」と呼びかける。ともに頑張ろう。

2025年9月30日

憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

〒101-0051　東京都千代田区神田神保町2-32　金子ビル103

℡03-3261-9007　Fax03-3261-5453　メールアドレス：mail@kenpoukaigi.gr.jp